

月 ① -74



令和 6 年 9 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(水戸保健所長)



水戸市酒門町 3155-4
医療法人 福田 小児科
理事長 福田 守邦
電話 029 (248) 2622



決 算 届

令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[別 紙]

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 福田小児科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市酒門町3155-4
- (3) 設立認可年月日 平成13年2月27日
- (4) 設立登記年月日 平成13年3月 5日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	福田 守邦	
理 事	福井 千穂	
同	福田 隆信	
同	杉山 愛美	
監 事	綿引 千恵子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	福田小児科	0810113415	茨城県水戸市酒門町3155-4	一 般 病 床 無床

[別 紙]

様式 1

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年 9月24日 令和4年度決算の決定

令和6年 7月26日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人福田小児科

※医療法人整理番号

所在地 水戸市酒門町 3155-4

□ □ □ □

財 产 目 錄
(令和6年 7月31日現在)

1. 資 産 領	9,373 千円
2. 負 債 領	22,947 千円
3. 純 資 産 領	△ 13,573 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	9,066
B 固定資産	307
C 資産合計 (A+B)	9,373
D 負債合計	22,947
E 純資産 (C-D)	△ 13,573

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式 3-2

法人名 医療法人 福田小児科

所在地 水戸市酒門町 3155-4

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和6年 7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,066	I 流動負債	1,514
II 固定資産	307	II 固定負債	21,433
1 有形固定資産	69	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	238	負債合計	22,947
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	0 (0)	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	9,500
		II 積立金	△ 23,073
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 13,573
資産合計	9,373	負債・純資産合計	9,373

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに

に、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人福田小児科

※医療法人整理番号

所在地 水戸市酒門町3155-4

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 8月 1日 至 令和 6年 7月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	46,879
2 事 業 費 用	50,711
本來業務事業利益	△ 3,831
事 業 利 益	△ 3,831
II 事 業 外 収 益	100
III 事 業 外 費 用	0
經 常 利 益	△ 3,731
IV 特 別 利 益	40
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	△ 3,691
法 人 稅 等	82
當 期 純 利 益	△ 3,773

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人福田小児科
所在地 水戸市酒門町315-4

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 福田小児科
理 事 長 福田 守邦 殿

私は、医療法人福田小児科の令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月24日

医療法人 福田小児科
監 事 緋引 千恵子